⑰　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。
⑱　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑲　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。
⑳　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
㉑　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
㉒　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
㉓　本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。
関東地方整備局港湾空港部ホームページ
「発注情報→３．公表資料→入札結果等の公表（工事案件）」
https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/07kouzi.html
㉔　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
㉕　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。
㉖　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等を評価する工事である。
㉗　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。
㉘　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

２　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
　なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち空港等舗装工事の資格決定を受けている者であること
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち空港等舗装工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等舗装工事における客観点数が1,050点以上であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
同種工事）
ア）航空機離着陸回数10万回／年以上※1の供用中の空港※2において、空港土木施設※3を施工した工事
イ）表層面積9,000㎡以上のコンクリート舗装工を施工した工事
※１　航空機離着陸回数10万回／年以上とは、工事実績のある当該年の年間離着陸回数とする。ただし、令和２年以降の工事実績においては、令和元年の航空機離着陸回数とする。
※２　空港とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。なお、法附則第二条第一項の法令で定める飛行場（共用空港）は含まれるものとする。
※３　空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯・置場、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。
　上記ア）、イ）は別件でもよいものとするが、全ての実績を有すること。
　なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
同種工事）
ア）供用中の空港※2において、空港土木施設※3を施工した工事
イ）コンクリート舗装工を施工した工事
※２　空港とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。なお、法附則第二条第一項の法令で定める飛行場（共用空港）は含まれるものとする。
※３　空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯・置場、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。
　上記ア）、イ）は別件でもよいものとするが、全ての実績を有すること。
　なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
　なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。
　また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。